時とき　場会場　内内容　講講師　対対象　定定員　料料金　持持参物　申申し込み方法　問問い合わせ　TEL電話　FAX ファクス　HP ホームページ

全公園内の水飲み場と下記公園のトイレを冬季間閉鎖します

水道凍結の恐れがあるため、冬季間は全公園内の水飲み場と下記公園のトイレを閉鎖します。ご了承ください。

閉鎖期間／12月上旬～令和７年３月上旬

信夫山公園 ・大日堂 ・第１展望台 ・第２展望台 ・月山	荒川桜づつみ河川公園（西）
	田中公園
大森城山公園（北）	天神公園
信夫山子供の森公園	穴田公園
弁天山公園（中央駐車場）	柿田公園
森合運動公園（屋外）	蓬莱中央公園（西）（東）
森合緑地（北）	田尻公園
荒川運動公園（西）	萩公園
共楽公園	飯野堰堤公園（２号）（３号）
舘ノ山公園	愛宕山公園（上）
大森東公園	舘山公園

問公園緑地課　TEL525－3765

野鳥との接触による鳥インフルエンザに注意！

内感染した鳥との接触など特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、次の点に注意してください。❶必要がなければ野鳥に近づかないでください。野鳥のふんが靴の裏や車のタイヤに付くことで、鳥インフルエンザが拡大する恐れがあります。❷野鳥や野鳥のふんなどに触れた場合は、せっけんで手を洗い、うがいをすれば、過度に心配する必要はありません。❸同じ場所でたくさんの野鳥が死んでいる場合は、ご連絡ください。市公式ＬＩＮＥ「市民通報システム」からも受け付けています。

問農業企画課　TEL525－3727

医療従事者の皆さんは届け出を忘れずに！

提出期限／令和７年１月15日㈬

内医師・歯科医師・薬剤師・看護師・歯科衛生士などは、医師法などの法律により２年に１回、住所や従事先などを記載した届出票の提出が義務付けられています。令和６年12月31日現在の状況を期限までに届け出てください。

対❶日本に居住し、日本の医籍・歯科医籍・薬剤師名簿に登録されている医師・歯科医師・薬剤師（従事していない方も含む）❷県内で就業している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士

申❶住所地または就業地を管轄する保健所❷就業地を管轄する保健所

問保健所保健総務課　TEL597－8614

年末年始も食中毒に注意！

内年末年始は会食の機会が増えるため、飲食店だけでなく家庭でも、食中毒予防の三原則「菌をつけない、増やさない、やっつける」を徹底しましょう。特に加熱不十分な肉料理は、食中毒のリスクがあるので注意してください。

問保健所衛生課　TEL597－6358

12月は年末納税推進強化月間です

行政サービスの提供には、市税・国民健康保険税などの適切な納付による財源確保が必要です。市では納期内に納付した方との公平性を保つため、相談がなく納付のない場合は、預金・給与・売掛金・不動産などの財産の差し押さえや、公売などの滞納処分を行います。納期内の納付をお願いします。

■滞納処分の基本的な流れ

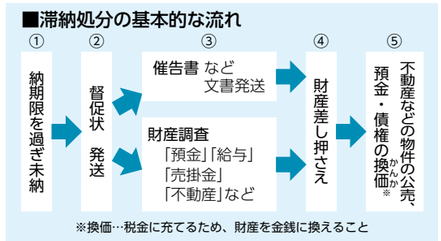

※換価…税金に充てるため、財産を金銭に換えること

問納税課　TEL573－4072

国保・年金

12月から「国民健康保険高額療養費支給申請」の手続きが簡単になります

内該当する月ごとに申請を必要としていた高額療養費支給申請は、世帯主が特例手続用申請書を提出することで、月ごとの申請が不要になります。特例手続用申請書を提出した月以降の診療月から適用になります。国保年金課、各支所・茂庭出張所の窓口で手続きが可能です。

持❶世帯主のマイナンバーカードか保険証❷世帯主の通帳

問国保年金課　TEL525－3773

後期高齢者医療制度～医療費が高額になったときは～

内医療機関などの窓口で、同じ月に支払った医療費の合計が自己負担限度額を超えた場合は、申請により高額療養費として支給されます。一度申請すると、次回以降該当した際は、自動で指定した口座に振り込まれます。国保年金課、各支所・出張所の窓口で手続きが可能です。

持❶保険証か資格確認書かマイナンバーカード❷通帳

問国保年金課　TEL525－3724

税

固定資産税・都市計画税第３期　国民健康保険税第６期　納期限は12月25日㈬

内市税などの納付には口座振替がおすすめです。また地方統一QRコード（eL-QR）が印字されている納付書は、スマホ決済やクレジットカード決済など、便利な納付方法がご利用できます。

問納税課　TEL525－3717

事業を行っている方は償却資産の申告が必要です

内個人事業主（小売業、不動産賃貸業、飲食業、売電事業、農業など）や法人が、令和７年１月１日現在で市内に所有する事業用資産は、固定資産税の課税対象です。必ず申告してください。昨年度申告いただいた方などには、12月13日㈮に申告書を発送します。新規で申告書が必要な方や申告書が届かない場合はご連絡ください。

申告期限／令和７年１月31日㈮

申告が必要な償却資産

❶建物付属設備のうち固定資産の家屋の評価対象外のもの❷建物を借りている人が取り付けた建物付属設備（内装工事など）❸駐車場舗装、フェンスなどの外構工事で設置した構築物❹太陽光発電などの機械装置、工具、器具、備品❺大型特殊自動車などの車両運搬具❻ビニールハウスなどの農業用設備❼船舶❽航空機

問資産税課　TEL525－3730

12月の各種相談　無料

相談内容	相談・予約・問
法律（弁護士）要予約（※年度内1人1回）	市民相談室TEL535－2121 予約受け付け／毎週月～金曜日 午前９時30分～正午、午後１時～４時45分
市政・一般（生活課相談員）	
登記（司法書士）	県司法書士会福島支部TEL529－7331
土地家屋調査（土地家屋調査士）	県公共嘱託登記土地家屋調査士協会県北支所 TEL531－0986
行政（行政相談委員、来所・電話で）	相談／市役所１階（第１・３木曜日） ウィズもとまち（第２・４木曜日） 時間／午前10時～正午 総務省きくみみ福島TEL534－1101
年金・労働（社会保険労務士）要予約 ※Zoomでも対応可	県社会保険労務士会 TEL526－2270　FAX534－5432
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供（電話・メールフォームで）	法テラスサポートダイヤル TEL0570－078374
法的トラブルの相談（借金・離婚・相続など）要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	法テラス福島TEL0570－078370
交通事故	県政相談コーナーTEL521－4281
消費生活（生活課消費生活相談員）	消費生活センターTEL522－5999
多重債務110番（生活課消費生活相談員）	消費生活センターTEL522－7867
多重債務・消費生活法律相談（司法書士）要予約	
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談（来所・電話・ファクス・メールで）	権利擁護センター TEL533－3341　FAX533－8879 ✉kenriyougo@f-shishakyo.or.jp
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など（女性相談員）	こども家庭課TEL525－3780
育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	
労働困りごと相談窓口	県労働委員会事務局TEL521－7594
労働局総合労働相談コーナー（解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談）	総合労働相談コーナーTEL536－4600 TEL0800－800－4611（労働者フリーダイヤル）
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など	福島労働局雇用環境・均等室 TEL536－4609
人権なんでも相談	みんなの人権110番TEL0570－003－110 子どもの人権110番TEL0120－007－110 女性の人権ホットラインTEL0570－070－810
外国人の生活相談	定住交流課（市国際交流協会事務局） TEL525－3739　FAX533－5263 ✉teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
外国人住民のための相談窓口（来所・電話・ファクス・メール・LINEで）	県国際交流協会 TEL524－1316　FAX521－8308 ✉ask@worldvillage.org
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談　要予約	県国際交流協会TEL524－1316

日時など詳しくは市HPをご覧ください▶

震災関連相談はこちら▶

12月のイベントカレンダー

毎月のイベント情報を市HP内「イベントカレンダー」に掲載しています。お出かけの際にご活用ください。

福島市の人口（R6.11.1）計271,892人（－187）男132,550人（－88）女139,342人（－99）／世帯数123,259（+40）

市政だよりは市のHPでもご覧になれます。【HPアドレス】https://www.city.fukushima.fukushima.jp/
目の不自由な方のために、点字市政だよりと音声市政だよりを発行している他、市のHPで声の市政だよりを聞くことができます。